

あとがき

平成11年の衆議院厚生委員会における精神保健福祉法の一部改正案の審議に、参考人として出席した私は、我が国の自殺者の多さを指摘し、自殺を社会問題であると強調しました。平成9年の自殺者が2万4,000人であったのが平成10年の自殺者は一挙に3万人を越え、その後13年間は連続して3万人を越える痛ましい状況でした。

厚生労働省の行った「自殺防止対策有識者懇談会」では自殺した人の約7割が何らかの精神疾患を有しており、自殺を防止する対策として医療の関わりが重要であることが指摘されました。さらには自殺する前に大半の人が何らかの病状を訴え、精神科以外の診療科を受診していたことが分かりました。そこで一般診療科の医師に少なくとも、うつ病関係の知識を理解していただくことが必要と考え、平成16年に日本医師会は『自殺予防マニュアル』を刊行し、平成20年には『自殺予防マニュアル——地域医療を担う医師へのうつ状態・うつ病の早期発見と対応の指針』として第2版を発行しました。また各地域の医師会においても自殺防止のためのうつ病の研修会を積極的に開催していただきました。自殺者の数もようやく平成24年に2万7,858人と3万人を切り、現在に至っています。

平成16年から私自身が1期6年間参議院議員になり、その間に「自殺対策基本法」が平成18年6月に成立し、担当省が内閣府になり、国全体で自殺対策に取り組むこととなりました。さらには「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、これらも自殺者数の減少に大きく寄与していると考えられます。しかし、うつ病の患者数が増加し、医療機関への受診数も増加した現在、医師による薬剤処方のあり方にも大きな変化が指摘されるようになり、また、国によって「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が定められたことを踏まえ、このたび、日本医師会から、直近の知識を交えた『自殺予防マニュアル——地域医療を担う医師へのうつ状態・うつ病の早期発見と早期治療のために』を第3版として発行する運びとなりました。医療機関におけるうつ状態・うつ病への対応力が向上することにより、ひいては社会全体にまだ残っているうつ病に対する偏見をなくし、こころの健康問題についての正しい知識の普及、啓発を進めることができると確信します。本マニュアルがその役割を果たすことができれば、このうえない喜びであります。

執筆者をはじめとして、本マニュアルの作成に御協力いただいた関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成26年5月

小倉蒲生病院理事長 西島 英利